

り生態系の機能と構造

(ア)造成に伴う生態系の機能の変化の程度

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・法面や滑走路周辺の緑化を行う。
- ・ボックスカルバートの設置を行う。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、生態系の機能のうち、生物資源の生産、生物多様性の維持、遺伝子情報の維持、有機物生産機能、物質循環機能、表土の安定機能及び微気象の変化の緩和の変化が低減され、生物資源の生産、生物多様性の維持、遺伝子情報の維持、有機物生産機能、物質循環機能、及び「場」としての機能でセッカの繁殖の場としての機能及び微気象の変化の緩和機能については現況と概ね変化がない程度となり、表土の安定機能については現況よりも向上するものと考えられる。

トゲナシヌマエビ、イシガキヌマエビ等の両側回遊性の甲殻類等の往来の場としての機能については現況と概ね変化がない程度となるものと考えられる。

また、小型コウモリ類の利用しているA、D洞窟及びその周辺については、事業による改変がなく、小型コウモリ類の生息機能については現況と概ね変化がない程度となるものと考えられる。

以上のことから、生態系の機能へ及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(イ)食物連鎖の構造の変化の程度

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・法面や滑走路周辺の緑化を行う。
- ・ボックスカルバートの設置を行う。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、基盤環境の改変に伴う食物連鎖の構造へ及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

②環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、セッカについては、事業実施区域周辺に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

カンムリワシについては、航空障害灯の設置をカンムリワシの繁殖期を避けることにより、事業実施区域周辺に及ぼす環境影響の程度は低減されるものと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

ハナサキガエル類については、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されないことから、代償措置として近隣好適地への移動、ビオトープの創出を実施することに